

議事日程第4号

平成28年3月3日(木)

第1 議案上程(議案第1号から第44号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	木元 義博
局長補佐	湊 智志
主席主査	杉本 一也
主席主査	夏井 大助

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	杉本 俊比古
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	湊 忠雄

総務企画部長	船 木 道 晴	市民福祉部長	佐 藤 盛 己
産業建設部長	原 田 良 作	教 育 次 長	目 黒 重 光
企 業 局 長	安 藤 恒 昭	企画政策課長	菅 原 信 一
総 務 課 長	藤 原 誠	財 政 課 長	八 端 隆 公
税 務 課 長	山 田 政 信	生活環境課長	渡 部 源 夫
健康子育て課長	伊 藤 文 興	介護サービス課長	水戸瀬 重 孝
福祉事務所長	夏 井 正 士	農林水産課長	中 田 和 彦
観光商工課長	飯 澤 主 貴	建 設 課 長	三 浦 秋 広
病院事務局長	柏 崎 潤 一	会 計 管 理 者	目 黒 雪 子
学校教育課長	吉 田 雅 美	生涯学習課長	加 藤 秋 男
監査事務局長	畠 山 喜代和	企業局管理課長	菅 原 長
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午前10時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第44号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第1号から第44号までを一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

15番中田謙三君の発言を許します。15番

○15番（中田謙三君） おはようございます。

議案質疑ということで、議案第18号男鹿市職員倫理条例の制定について、何点かお尋ねしたいと思います。

この条例、不祥事に伴ってということですが、本来こういう条例を制定しなきゃいけないし、また議会に対しても、こういう条例があがるということが、私は非常に皆さん同じ気持ちだと思います。それで、条例はあがってるわけですが、この条例を制定、そして成立した暁には、何があるっていうか、その辺具体的な話ではないですが、この制定後に何が変わるのか、その点をまずお尋ねしたいし、あわせて、県内他市においてもこのような条例が制定されているのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

それから、中をちょっと読まさせていただいて、任命権者の責務、それから管理監督職員の責務という部分もあります。それで、第7条、審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。1、副市長、教育長、総務企画部長、学識経験者2人以内、こういうふうな記述がありますけれども、私は、一番最後には費用弁償も掲げられております。私が言わんとするところは、任命権者の責務という部分は当然、このたびの不祥事においても市長、副市長、特別職がその責任をまず感ずるっていうか、それをもって報酬の減額をしますよね。そういうふうな責任のとり方をしている。

ここに副市長、教育長、こういうふうな名前がありますけれども、やっぱりこの審査会の委員は、任命権者である市長が頭にくるべきではないのか、そのことを思いますし、あわせて、総務企画部長、3番目に記載されてますけれども、内部公益通報制度がこの部分であわせて今回の条例の中にありますけれども、内部公益通報制度がある中においては必ず、まあそういう事案があっては困るわけですが、総務企画部だけでなく、今回の税務の部分、それから他市においても産業建設に係る部分でも、企業局に係る部分でも、そういうやっぱり特定したここに掲げる者でなくても、やっぱりそれなりの、先ほどしゃべったとおり、職員の管理監督の責務という部分もうたってますので、そこら辺は柔軟に、まああってはならないことですが、仮にそういう審査会が行われるとすれば、そういう考え方もあっていいのではないかな、そのことでもってお尋ねしております。

あとあわせて、第8条、職員倫理推進委員会の設置。これうたってありますけれども、実際にはどういう委員会の設置になるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

あわせて、先ほど費用弁償の話もさせていただきました。私が何でこの費用弁償にこだわるかという、本来あってはならない不祥事において、このような倫理条例が制定されております。今回の税務課長の部分においても、市税に多額の穴が生ずることだと思えます。そのこととあわせて、やっぱり自らが律して、また、こういう倫理条例が制定されて、こういう事態になった時点において、費用弁償を伴うのは、それまた貴重な財源を費やすことになるので、それはいかがなものかというか、そういう観点で話しています。

あわせて、今回税務課長に関しては、なかなか弁済に応じてもらえない。まあ今現在ですが、私はそのこととあわせて、一般企業においても、身元保証人、それから連帯保証人、そういう制度があります。そういうことがよ、やっぱりこの後、何回も話しますが、あってはならないことをよ、お互いこう支え合うっていうか、その後の支え合う部分でなく、私はみんなこういうふうになんていうかな、ともに社会を構成して一生懸命職員として、公僕として勤めるんだという、そういう気概をもっていくためには、やっぱりそれを後押しする身元保証人、連帯保証人の方がいいのではないかと、そのことをまず思います。それをまた今後どのように考えていくか、その点を問うてみたいと思います。

以上です。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

まずはじめに、男鹿市職員倫理条例の制定後に何が変わるのかというお尋ねでございますけれども、基本的には、これまでも公務員につきましては、地方公務員法等の関連、あるいは今回この中にも規定してございますけれども、内部公益通報制度、これについても従前から制度を導入してございます。したがって、効果という観点のみでいけば、何らこれまでとは変わらないわけでございますが、これを条例化することによって、これを一つの契機としまして、さらに職員の意識を高めていくと。前回いろいろなこの税務の問題が生じた時点で、内部公益通報制度が職員の間には十分周知されていなかったと、職員の方が理解していなかったということもございまして、これを条例としまして、議会の議決を経て、交付して施行するということによって、さらに職員への周知が効果的に図られるものと考えております。

それから、審査会についてでございますけれども、まず職員倫理審査会でございますが、これはさっきお尋ねありましたように、委員は副市長、教育長、私と外部の学識経験者で構成するものであります。審査会の所掌といたしましては、公益通報の受理及び調査、審査並びに報告。さらには不当要求行為に係る調査。さらには職員の倫理の保持、法令の遵守及び公正な職務の執行のために必要な事項。という所掌事務であります。

これに関連しまして費用弁償の方でございますが、庁内の職員は当然費用弁償は出ないわけでございますが、この学識経験者2人につきましては、この職員倫理審査会の委員が非常勤特別職という位置づけになりますので、他の非常勤特別職と同様、月額6千円というものにしたいというものであります。

それから、職員倫理推進委員会でございますが、こちらにつきましても、所掌事務といたしましては、公益通報の受理及び調査または対策に関すること。それから不当要求行為に係る調査または対策に関すること。さらには、職員の倫理の保持及び法令遵守の推進に必要な庁内体制の整備に関すること。ということございまして、委員

会といたしましては、私を委員長にしまして教育次長、市民福祉部長、産業建設部長を予定しております。

それから、この職員倫理条例につきましては、県内では仙北市が制定していると伺っております。

それから、身元保証、連帯保証人の関係でございますけれども、現状私どもの採用にあたって身元保証等につきましては付与していないわけでございますけれども、求めているわけでございますけれども、全国的には確かに求めている例もあるようでございますが、これにつきましては、例えば身元保証をつけていても、いわゆる不祥事等があった場合に、それをやめることができるというようなことがございまして、実際にその効果等が担保されるのかというようなこともございますので、内容的には研究はいたしますけれども、現在のところ身元保証を求めるという考えには立っておりません。

以上です。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。中田議員

○15番（中田謙三君） 冒頭に私が話したとおり、今聞いたら仙北市、不祥事が出て、仙北市も今回新聞に載りましたよね。まあそれは他市のことなので。やっぱり最初に話したとおり、私どもも含めて議会も含めて、職員、一般市民も含めて、倫理、それから法令遵守、これはもう当たり前っていうか、ところが結果的には、こう道を外す方もおられる。だけれども、先ほど言ったとおり、男鹿市は仙北市に続いてこれを制定する、そういう運びになる。このことがまず一つおかしい話であって、身内の部分をみんなでやっぱりともに、いさめてっていうか、その前によ、未然にそこまで至らない中で、こういう行為に及ばなければいいわけですがけれども、先ほどの総務企画部長の話で、内部通報制度もうまく理解していなかったんだと。そのことは改めてこういうふうな条例を機に、そのことも周知していくんだと、そういう話ですよ。そのことが、やっぱり困ることであって、先ほど言ったとおり身元保証人も求めている。私は、事故があったっていうか、そういう事件があった時点で、不祥事があったことをとらえて私は話をするのではないということを先ほど申し上げています。やっぱり身元保証人という方がいることによってよ、やっぱりみんなに迷惑かけられないし、一生懸命職務に励むんだと、そういう気持ちがやっぱりあると思うし、そういう

自覚をもった方でないと、職員、公僕としてよ、仕事に携われないのではないかなと。高い意識をもって職務にあたれないのではないか。そのことを私は訴えています。何とかそのこと、もう一度考え直していただければ。改めて今度また、職員に対する研修・教育、まあどういふふうにするのかわからないけれども、今言うように、やらなくていいことをやらなければいけない、それも困ることですけれども、この中で研修のこともうたっています。そのことをよ、やっぱり何も、私もこういうところで発言してることによって、みんなで意識を共有し、理解を深めていくために必要なことではないのかなと思いますし、改めてよ、身元保証人も含めて、仙北市さんがどういふ対応とってる、それはどういふ議論があったか私はわかりませんが、いち早くこういうよ、不祥事を起こした自治体としては、それなりのよ、ちゃんとしたものを築いていかなければ、今まで以上に枠をはめるっていうか、いけないことですが、それもまた求められることではないのかなと私は思います。その点についてお尋ねいたします。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、この職員倫理条例につきましては、例の税務の問題が発生した以降、私どもといたしましては、当然のことではございますが、その事実を厳粛に受けとめまして、二度とこのような事件が発生しないよう、職員の公務員としての倫理の保持、法令遵守のための環境と体制の確立を図るということを目的としまして、このたび提案させていただいております。この条例がご可決いただければ、これを契機に、職員一人一人が改めて公務員としての初心に立ち返り、市民の皆様の信頼回復に向けて、より一層職務に精励していきたいというものであります。

身元保証等々のお話もございましたが、やはり先ほど言いましたように、身元保証も絶対的な効果があるというわけでもないというふうには伺ってございまして、内容的には、その身元保証を求めるかどうかについてさらに研究はしてまいりますけれども、現状ではまだ求めるという考えには至っておりません。当然このような条例がなくとも、当然公務員として法令を遵守することは当然のことではございまして、中田議員のおっしゃられることも十分私どもも肝に命じながら、今後この職員研修なども含

めまして、この倫理条例が効果的に運用されるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。中田議員

○15番（中田謙三君） 3回目ですので、最後ですので。私は最初の話では身元保証人云々というお話は、事前にこう、身元保証人がいることによって抑止力っていうか、そういう行為に及ばないようなことを考えておりましたけれども、今の総務企画部長の話では、身元保証人、連帯保証人という言葉を使わせていただきますけれども、そういうのを考えていないということ。しかしながら現実の話としてや、市長よ、今回市税をよ、まあ今3千400万円以上のお金が確実に、まず4千500万円、そういうお金が、弁済されれば別ですけれども、そういう金額が歳入に穴が空く。このことは事実です。だすべ。そうなると、さっき言ったように身元保証人、こういう事態を、だれも予期してなかったけれども、結果的にそういうことになっているじゃないですか。そのためには、やっぱり最後には身元保証人、連帯保証人ということがあれば、いくらかでもそれは解消されると私は思います。そういう意味で、さっきから言ってるとおり、何もなければ、これ当たり前でちゃんとした倫理もってね、職務に励んでくれれば、だれも何もこういうところで議論する必要もないし、こういう条例を提案することもないと思います。ですからやっぱり最後には、身元保証人も、こういうことがあった場合は必要ではないかっていうことを私は今話してます。市長はどう考えますか。この、今回市税の穴になった部分、不祥事の部分は、みんなこれ市民に迷惑かけることですよ。市政に迷惑かけることですよ。そのことをよ、やっぱり市長、あなたがその責任をとって言及してるじゃないですか。それを防ぐがために、何かしらの制度的なものを仕組みをつくるべきではないのかということ、私は話してるんです。何とか答えていただければ。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

身元保証人の制度につきまして、どのような効果があるのかについては、今の中田議員のご提言に基づいて、効果が出るような方向で研究してまいりたいと思っております。身元保証人に限らず、今おっしゃった趣旨を踏まえて、どのような防止策、い

わゆる抑止力という言葉になりますけども、職員一人一人が自覚を持てるような仕組み、それをこれから研究してまいりたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 15番中田謙三君の質疑を終結いたします。

○15番（中田謙三君） はい、ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 次に、13番畠山富勝君の発言を許します。13番

○13番（畠山富勝君） おはようございます。

私からは、議案第12号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、お尋ねいたします。本会議場ですので、細かいことについては、付託されたその委員の皆様にご委ねるといたしまして、雑駁的なことでひとつお尋ねさせていただきます。

この行政不服審査法については、まあ昭和30年後半に施行されまして、以来五十数年、今日まで至っているわけでございます。そういう中でですね、なかなかその時代背景、いろいろなことをかんがみまして、14年度から国の方で改正なされて、それに伴って自治体においてもいろいろな条例とかそういうものを、精査していかなければならないと。いわゆるその時代の流れといいながらも、当初からやっぱりその、なかなかこう使いづらいという面が指摘されたやに聞こえております。しかしながら、この行政不服審査法に基づいて物事がしょっちゅう行われるということは、これもまたゆゆしき問題でありまして、ただ市民がこういう、世知辛いこの社会になってきますと、どうしても国会の議員、あるいは県会の政務活動費とか、あるいは議員に対してのそのチェックが厳しくなるわけでありまして、そういうのをかんがみながら、やっぱり私どもも、市民が行政に対して審査をするというような制度で、こう設けられてきたわけですがけれども、まあそういう中でですね、このいろいろなことを精査されて、制定されるわけですがけれども、それに伴って、本市のその、この法案制定に伴って、本市のその条例とか、あるいはその何ていいますか、例えば情報公開の部分を手直しする部分があるのか、その辺のところを教えてくださいたいと。どういうふうな方向づけでいくのか、ひとつお尋ねいたします。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

このたびの行政不服審査法の関係でございますが、今、畠山議員おっしゃられましたように制定後50年ぶりの抜本的な見直しということで、基本的には、大きなところで言いますと、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入ということが一つございます。さらには、これまでは不服申し立てにつきましては、異議申し立てと審査請求がございましたが、これを審査請求に一元化してございます。さらに、審査請求がすることができる期間、現行は不服申し立て期間は60日となっておりますが、これを3カ月に延長してございます。当然この改正に伴いまして、本市の条例、あるいは規則におきまして、一つは、この不服申し立ての手続を審査請求にすることから、異議申し立て等と記載されているものについては、すべて審査請求に改めていくと。さらに、期間等につきましても、条例・規則で60日ということが規定されていれば、これを延長していくと。さらには、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続が導入されてございますので、これとの整合性を図るために関係条例を改正してございます。当然、先ほど言いました情報公開条例、あるいは個人情報保護条例につきましても、これらの観点で改正を行っております。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。13番

○13番（畠山富勝君） まず改正される部分において、審査請求期間も長くなる、まあいろいろあるわけですが、そうすればですね、審理員というのはどういうふうな角度から、あるいは構成メンバーがどういうふうになされていくのかなと。あるいはまた、審理員の人材確保ですね。そしてまたあわせて、この方々の処遇っていうすか、待遇状況についてはどのような考えでおられるのかなと。大変こう、いわゆる重要な部分であるわけですね。っていうことは、その何といいますか、今までですと、行政権の何ていうすか、自己審査であるがゆえに、ややもすれば傾斜的な、片一方的なっていうすか、平等性に著しく欠けてる部分があったかと思われまます。この件については、私も全国でどれぐらいこういうのが、恐らくそうは行われていないわけですが、前段で申し上げたように、やはりそういうふうなことが、あり得ると想定して、こういうふうな法改正になっていくのでね。ですから、今言ったように、あんまり行政権の自己審査にとらわれないような、やっぱり審理員の人材っていうのを確保しなければならないと思いますけれども、それらについてはどういうふうな考えでおられるのでしょうか。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 審理員についてお答えいたします。

この審理員につきましては、審査庁ということになりますが、これの指名を受けまして審査請求の審理を、第一義的に処理をするというものでございます。この審理員につきましては、私どもといたしましては、市長部局の課長級職員の中から、その処分にかかわっていない職員で、審査請求にあった案件を審理することが適切な職員を選びまして、審理員に指名することといたしております。今のところ考えているのは、私どもの庁内内部には法令審査委員会というのが、各課長で組織する法令審査委員会もございまして、これらの委員の課長級職員から審理員に充てていきたいというふうには考えてございます。さらに、この上には第三者機関がございまして、これにつきましては、秋田県、県の方に委託をしているものであります。

○議長（三浦利通君） 13番

○13番（畠山富勝君） まあ、第三者機関は県の方と。いわゆる県の傘下の中における自治体ということで、それは当然だわけですけども、そうすればあれですか、庁外の第三者、庁外からのそういうふうな審理員というのは考えてないと。あくまでも、その行政内の中において処理していくということの答弁ですけども、これやっぱりあれですか、ある面においては、その何ていうすか、大変申しわけない、公正な立場に資するとすれば、外からも若干のその人事を配置するべきではないかなと。今後問題が起きてきたときに、やっぱり私はそういうふうに思いますけども、この点についてはどういうふうな考えでしょうか。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

この審理員につきましては、いわゆる行政不服審査、国におきましても職員が第一義的には対応してございます。確かに処分をしたところと違う課の職員が、課長が審理員になりますけれども、市の職員ということでは同一だというようなご懸念もわかるわけでございますけれども、これにつきましては、私どもとしましても当然公正な審理を心がけてまいりますし、第三者機関として県もでございます。最終的なその処分

をした後に、まあ住民の方々がさらに判断を求めるとすれば、いわゆる訴訟というものもございしますので、そういう観点から私どもとしましては、まあ一部情報公開とか個人情報保護につきましては、今の外部のメンバーでの審査会等がございしますが、それ以外の部分につきましては、先ほど申しましたように審理員につきましては、市の課長職で対応していきたいと考えております。

○議長（三浦利通君） 13番畠山富勝君の質疑を終結いたします。

○13番（畠山富勝君） ありがとうございます。

○議長（三浦利通君） 次に、8番安田健次郎君の発言を許します。8番

○8番（安田健次郎君） 私は、議案第22号と23号、24号について、関連してる部分もありますけども、通告に基づいて若干、無知なので中身を知りたいということも込めて質問させていただきたいと思っておりますけども、はじめに、議案第22号の男鹿市教育研究所条例を廃止する条例っていうのが今回提案されておりますけども、この中身について聞きたいということと、今まで、一つはどういう任務を担って、どういう成果があって、どういう形で進められてこられたのか。今まであんまりこの報告とか事例って聞いたことがないので、まず先に聞いておきたいと思っております。

もう一つは、どういう仕事をなされて、任務をなされてきたのかよくわからないまま聞くわけですけども、この条例が廃止される理由っていうのは何なのか。

もう一つは、これにかわる事案っていうか事項っていうのは、今後あるのか、ないのか。これもひとつお聞かせ願えればありがたいというふうに思います。

それから、これも廃止条例ですけど、23号です。これは、いわゆる男鹿市畑作園芸試験研究センターですけども、御存じのように旧若美町の中で、旧来からあって、それなりの農業振興に相当な任務を遂行してきた。まあ価値あるというか、私どもに言わせますとね。そんなセンターであったと思うんですけども、今回廃止する、これも理由っていうかね、なぜ廃止する羽目になったのか。

もう一つは、農協との合意が、先般話し合いをされたと思うんですけども、結果的には市任せっていう結論になったようでありまして、どうも合意がスムーズに、はいそうですかっていうふうにはならなかったように伺っています。そういう点で、一つは、畑作園芸試験研究センターがこれまでの任務上、どういう位置づけで、どういう役割を担ってきたのか。この点をまず先にお答えを願いたいと思っております。そして、それ

でもなおかつ話し合いをなされても、どうしても廃止せざるを得なかった理由っていうのは何なのか。今後、これも教育研究所と同じで、今後それらにかわる手立てっていうか、そういうものについてはどう反映なさるのか。この点もお聞かせ願えればありがたいと思います。

同時に、24号も同じ場所にありますし、男鹿市の種苗センター条例です。これは、趣旨のとおり、それなりの今まで農業振興に大きな役目を果たしてきた。特にこの種苗センターの任務っていうのは、非常に大きかったと思うんですね。ただ、社会情勢っていうか、厳しい農業情勢になって、任務が少量になってきたっていうくらいはあるわけだけども、それはこの種苗センターの問題じゃなくて社会的な背景なんです。それでもまあ今まで何とか、男鹿市の旧若美の農業を担ってきた、それなりのものすごい高い任務があったと思うんですけども、これもなぜ、先ほどの条例と同じように、これもきちっと合意なされて、まあ合意なされたっていうか、市サイド任せっていうことになったと思うんだけども、そういう、押し切るっていう話はちょっと失礼だけれども、まあまあどういう判断でね、これを廃止なさるのか。そして、これにかかわる対応っていうのはどう考えているのか、お聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） おはようございます。

議案第22号男鹿市教育研究所条例を廃止する条例につきまして、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、教育研究所の任務でございますが、教育相談員を2名、非常勤でございますが2名配置しておりまして、2名が交代で勤務を行っております。任務の中身につきましては、いじめや不登校に関する教育相談が主な業務でございます。保護者が直接来られたり、あるいは電話等で相談があったとき、または学校から直接相談があったときも、相談員が対応しているという状況でございます。

成果につきましては、来所あるいは電話等での相談で、解決策を伝えるということもございまして、特に学校への対応につきましては、学校、学級が落ち着かないような状況にある場合は、相談員が直接学校の方に出向いて担任を支援して、それで

学級が落ち着きを取り戻すというような成果も今までは認められております。

次に、廃止の理由と代わるものにつきましては、このいじめですとか不登校に関する相談につきましては、件数が年間五、六件ということもございまして、現在教育委員会に配置しております2名の指導主事を含め、学校教育課職員で対応できるということと、それから、昨年4月に市の職員として、専門的な知識を有する臨床心理士が配置されておりますので、これらの方々に、いじめ・不登校等の生徒指導に対しては対応が可能ということで、この後も保護者、学校への対応は続けていくということで進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 原田産業建設部長

【産業建設部長 原田良作君 登壇】

○産業建設部長（原田良作君） 私からは、男鹿市畑作園芸試験研究センター条例を廃止する条例及び種苗センターの廃止条例について、ご説明をいたしたいと思います。

まず、畑作園芸試験研究センターでございますが、こちらは昭和57年4月に設置をされております。施設の概要は、敷地面積が9千931平米、施設は、作業室、物置、ガラス室が1棟とパイプハウスが6棟となっております。また、種苗センターにつきましては、平成9年2月に設置されているところであります。施設の概要は、敷地面積が4千51平米、施設は、管理棟が1棟、育苗棟が4棟、養生棟が4棟となっております。隣接しております。いずれも今、JA秋田みなみを指定管理者として運営していただいているところでございます。

この両施設に関しましては、この3月に指定管理期間が切れますので、昨年からJA秋田みなみと、その指定管理期間後の扱いについていろいろ協議をしてきたところでございます。協議の内容としましては、まず畑作園芸試験研究センターにつきましては、これまで簡易的な土壌診断とかメロン品種の比較試験、こういったものを行っていただいたわけですが、同様の試験研究につきましては、今、県の農業試験場、あるいは大学等の機関でも実施しているということでございます。また、種苗センターにつきましては、今、メロン、キャベツ、スイートコーン、かぼちゃ、葉たばこ、こういったものを生産して、JA秋田みなみが販売しているわけでございます。いずれの施設も、JA秋田みなみが主体的に指定管理者として運営していただいているところであります。

今回、条例廃止ということでご提案をするわけではありますが、J A秋田みなみにおきましては、例えばメロン、キャベツ、スイートコーン、かぼちゃ、こういった種苗の生産は、今後ともこの施設を使って続けていきたいというふうな強い意思がございます。特にメロンに関しましては、市内三十数ヘクタールの作付があるわけですが、その約半分がこの種苗センターで生産されているということで、こちらに関しましては、市の方でこの条例を廃止しても、その後、J Aの方で引き続き必ずやっていただくというふうな合意を得ているところであります。

そういった面もございまして、非常に施設が古くなっているということ、あとは、J A秋田みなみが主体的にこれまでも取り組んでいただいているという事情から、4月以降もこの施設はこういった、特に種苗の生産、こういったものを主体的に続けていただくという前提で、今回条例を廃止した上で、J A秋田みなみに廃止後は譲渡を検討しているところであります。

今の、この二つとも条例設置でございますので、どうしても研究センターの方は試験研究というふうな業務を行う施設、あるいは種苗センターに関しましては、種苗を生産する施設というふうな縛りがございます。こういった縛りの中でJ A秋田みなみが運営しているわけでございますが、今後こういった施設を活用しましてJ A秋田みなみの方では、今、品薄になっております冬期の野菜の試験的な生産、あるいは新規就農者の方の研修所的な、まあパイロット的な施設としても活用ができると。あるいは、今の条例上は種苗だけでございまして、通常の生産販売ということはできないわけですが、そういったことも、条例廃止してJ Aに後を継いでいただければ、そういったことも可能になるということで、より広い活用が可能になると判断した上で、そのJ Aの同意を得ながらこの3月に条例廃止をします。その後につきましては、議会の皆様とご協議の上、譲渡していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。8番

○8番（安田健次郎君） 教育研究所の問題ですけれども、教育長のお答えによりますと、それなりの対応はしてきたけれども、それでも私の聞いている範囲内でも、隠れたいじめや不登校っていうのは、不登校っていうのは数字できちっとあらわれてますけ

ども、まあ五、六件なりあったわけですよ。それなりの任務を果たしてきたと思うんだけど、どうもこれから指導主事が入ってるし、それからカウンセラーも入ってるということだから、大丈夫だというふうな、対応のようですよ。私は、このいじめ問題っていうのはね、こういう体制っていうのは、いくら専門家がいてもね、相応な周りっていうか地域範囲のそういう幅広い層で構えていかないと、必ず出るんじゃないかと。まあ、今までの動態から見ますと、それなりの数がふえてると思うんです。特に合併問題もありまして、非常に苦労していると思います、現場ではね。それらを担任とそれなりに相談しながらやれるっていう形態はね、決して私はおろそかにしてはならないと思うんです。だから簡単に言いますと、今教育長は、カウンセラーと指導主事が2人入ってるから大丈夫だと。果たして私はこれでね、決していい、あと大丈夫だというふうに私は言い切れないと思うんです。そういう点ではね、もっともっとやっぱり、方針にも書いてあるとおりね、教育方針が出てますよね。言葉で言えば、一人一人を大事にする。いじめが1件もなくする。不登校は1人もなくするって、高いスローガンをね持つべきだと思う。そのためには何が大事だかって、態勢なんです。現場では、担任の仕事が多くてね苦情が出てるのは、教育長よくわかると思うんだけど、だからね、いじめの大きな事件が出てくる背景にはね、担任がそこにきちっと寄り添わなかったっていうかね、対応しきれなかったっていうのが背景にあるわけでしょう。テレビで見ててもわかるとおり。いわゆる仕事がいっぱいでね、もうその芽生えがあってもそこに対応する方がいなかったっていうのが、今までの大方の検証ですよ。そういう点ではね、1人でも2人でもこういう専門的サイドの方がいないとね、若美の教育の中で、私は相変わらず心配性なんでね、不祥事が起こると、やっぱり今の教育方針の責任を問われるということになりますんで、私はできる限り、もしこれを廃止するんだったらカウンセラー2人にも3人にもするとかね、そういう態勢がむしろ必要なんであって、いわゆるその整備がね、私に言わせれば行革的になっていうかな、これ違うかもしれない、違ったら今答えていただきたいんだけど、そういう感じがするんですよ。どうもね。だからそういう点では、そうじゃなくて、本当に今あった五、六件あった件数をねゼロにする。こういう高い目標を掲げなきゃならないと思うんですよ。そういう点では、人員的な配備っていうのもね、私、昨日環境の問題も質問したんだけど、人的な整備っていうか

ね、これも私は決しておろそかにしてはならないと思うんで、もう一回お答えを願いたいんですけども、今お答えしたカウンセラー、そして指導主事2人の態勢で、絶対というのはこれはだれも断言できないんだけどね、極力解決できるってお考えなのかどうか、もう一回、心構えを聞いておきたいと思います。いわゆる五、六件の件数があったわけですからね。これがゼロになる見通しなのかどうか、そこら辺もね踏まえてお答えを願いたいと思います。

産業建設部長ね、畑作試験場のことは、私ずっとあそこで農業やってきたから、場所もそばで、中身十分わかるんです。やった任務はね。だからこそ、なぜ廃止するかっていうのは根幹にあるわけだけども、今ここでお答えしたようにね、若美の農業振興のために大きな役割を果たしてきたというのは、市役所自身も認めてるっていうことですよ。それが、一つ私質問したのは、農協との合意がきちっとね、なさらないで、いわゆる市役所主導でね、まああま的な形で押し切ったんでないかっていうきらいがあるわけです。それはどうなのかっていうことなんです。いや、農協もそうじゃない。わかりましたと。市役所も大変だっていう言葉は発したようですけどもね。それでも本当はもっと維持してほしいっていう思惑があったはずなんです。でもまあ、仕方がないのかなっていうことで、任せられてると思うんです。そういうやっぱり何ていうかな、まあ子ども心っていうかな、それをやっぱりくみ取ってやる必要があるんじゃないかなと思うんです。しかもね、これ予算今までどれくらい使ってますか。150万円ぐらいでしょう。どうもね、この間からそうなんだけれども、今度の条例にもあるでしょう。いわゆるその何ていうか、所管だと質問できないので、質問できないんですけども、農家の小さな農機具の条例が上程されてますけども、これだって金額にしたらね150万円ぐらいの増収よりならないわけでしょう。耕運機からトラクターから税金とったって。50パーセントあげてもそのぐらいの額ですよ。しかもこの畑作試験場、確か150万円、間違ったら別です、ぐらいだと思うんです。そういうのも削って農業振興ね、私はきょう、所管だから質問できなくて、総合計画見ってます。10年後のビジョン、部長わかんと思うけどもね、すごいこと書いてありますよ。23ページに。でね、22ページでなかったかな。これのね10年後のビジョンに、こうなりますって断定して書いてあるんです。これが果たして、こういう農業施策でできますかっていうことなんです。これ、まあ明日からの予

算委員会で聞きたいと思うんだけどもね。19ページに羅列してますよね。7項目だけ。2、4、6、8項目。そのほか次のページからずっとね、新規就農者をはじめね。これについても対案がないわけだけでも、そこまあ触れると議長に怒られますからやめますけど、いずれね、そういう農業振興の夢を描いててさ、こういう税金で50パーセント削減で140万円の所得、収入を得るとかさ、畑作試験場のね、たかだかなお金を、たかだかって言えば失礼、ごめん、失言です。直します。少ない金額をね、予算上から見ると。それをね削減しなけりゃならないっていう理由ではね、とてもじゃないけどね夢物語になりませんか。農業振興施策の。男鹿市の総合計画、「教育・観光・環境が豊かな文化都市」、このタイトルが泣きますよ。と私は思うんです。そういう点では、なぜね、まあ行革は来年からまずやるっていう方針のようですよ。なぜ今、今っていうかね、他市でやってるから、税法が変わったからとかさ、いろんな理由があるわけだけでも、行政サイドのことはわかります。立場上やらざるを得ないところもあるでしょう。ただね、だったらこういう総合計画でね、こういうものをやっぱりきちっと整合性のとれるような方針出してもらわないと、場当たりのだと言われても仕方がないんですよ。そういう点ではね、本当にこの再質問ですけども、畑作試験場、種苗センター、農協との合意に基づいてやったのではないかと思うんだけども、その点はもう一回お答え願いたいと思います。そして、予算はどの程度なったのか。これにかわる方策は、この総合計画との整合性から見ても、種苗センターと畑作試験場の果たした役割について、かわる市の任務をどう遂行するのか、お答え願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） いじめ・不登校等への今後の対応につきまして、お答え申し上げます。

いじめ・不登校につきましては、件数が減ったということで成果ととらえるという見方もございますけども、やはり目指すはゼロであります。このために、この後もこれまで以上に、教育委員会と学校との情報の共有、それから連携を密にして対応してまいります。

それから、4月からすべての学校にコミュニティスクールを導入いたします。学

校、保護者、地域が連携して一体となって子どもたちを育てていくという環境が整いますので、いじめ・不登校の問題につきましても、その場で大いにまた議論がされると思いますので、対応についても、コミュニティスクールの中でまた新たないろんなアイデアもこう出てくるとと思いますので、そこでの対応もまたきめ細かく進めてまいりたいと思います。

いずれ、県の教育センターと県の関係機関も含めまして、一人一人の子どもたちにきめ細かく対応し、いじめ・不登校ゼロを目指してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 原田産業建設部長

【産業建設部長 原田良作君 登壇】

○産業建設部長（原田良作君） お答えいたします。

この二つの施設の指定管理料でございますが、畑作園芸試験研究センター、こちらが150万円でございます。種苗センターについては当面无料ということでお願いしているところで、二つの施設を合わせまして、指定管理料としては150万円支出しております。ただ、この間いろいろ、ビニールハウス等の外皮、こういったものが大変破損しておりますので、数千万単位の維持費がこの10年間でかかっているところではございます。

この施設でございますが、条例廃止はいたしますが、先ほど申しましたように施設そのものをやめるわけではございません。あくまでもJA秋田みなみの方に、こういった性質の施設を引き継いでいただくというふうなことで考えているところでございます。

合意に関しましては、昨年からいろいろ協議してきたところですが、施設廃止で、その後のJAに対する譲渡、こういったものは組合長同意のもとで進めてきております。これはJA秋田みなみから出た話では当然ございません。市の方から持ちかけた話でございますので、その意味では納得いただいたという側面は確かにあろうかと思っておりますけれども、これまでも市、農林水産課サイド、あるいはJAと協力しながらこの農業振興には取り組んできたという面がございますので、特に、この種苗生産、こういったものは市の職員でできるかと言われますと、なかなかそれはつらいものがございます。やはり専門的な立場から、JAが分担すべきではないかというふうなこと

も申し上げたところでございます。

28年度行政改革大綱見直しの話がございまして、この施設に関しましては、この3月が指定管理期間の終了ということがありました。そういった終了を見据えた上で、昨年来、この施設廃止、その後の譲渡というようなことをJAと協議してきたところでございますので、よろしく願いいたします。

また、譲渡した後の話になりますが、いわゆる市の条例といった制限がなくなります。当然、種苗生産は今後も続けていただくと、最低限そこはやってくださいということをお願いしてあるわけですが、JAとしては、それ以外にもさまざまな使い方が可能になります。今、この施設に関して、安田議員も御存じのとおり、なかなか使われていない期間が多いと。特に冬期間とかですね、種苗生産してない時期には休眠状態にあるというふうなことも指摘を受けております。そういったことも、このたびの施設を廃止し、その後JAの方をお願いする中で、いろんな使い方が可能になってくると考えております。そういった意味で、農業振興にはより資する形になるのではないかなと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） さらに。8番

○8番（安田健次郎君） 少しだけ。最後に要望も兼ねて、もう一回質問します。

教育長にあれですけども、今の2回目の答え方の中でね、コミュニティスクール、これは私も方針見た際にね、おもしろいなと思ったんです。これなぜかっていうとね、やっぱり教員っていうのは専門的な授業っていうことがメインになっちゃうので、いわば社会的な地域的な、そういう動態について、割とね時間とれないんですよ。自宅に帰っても勉強しなきゃならないしね。そういう点では、そのコミュニティスクール的なね、教育の場でいろんなことがね、多種多様な話ができると、これ非常に効果的だと思うんですよ。そういう点では評価したいと思います。

そこで、今まで担ってきた教育研究所の任務をね、このコミュニティスクールの中に十分に入れるのかどうか。反映させるのかどうかっていうこと、要望も兼ねてお答え願いたいと思います。

それから、最後です。部長、条例を廃止しても、施設そのものっていうのは保存するから大丈夫だっていうことなんだけど、ということは、言い換えれば、今まで台風の際に高額なビニールを援助してもらってね、相当助かったんですよ。あのおかげ

で、その年の作物もね、そんなに不備なくやれたわけだけでも、こういうことについては、これからも援助は、今までどおりね、指定管理はしないんだけど、その二つの施設に対する仕事の援助っていうのはやっていく考え方なのかどうか、確認しておきたいと思います。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） コミュニティスクールの、いじめ・不登校の対策への反映ということでございますが、核となります学校運営協議会で、具体的にどういう活動をしていくかということを経験するということになります。教育委員会としても、学校の課題を解決するためのコミュニティスクールという役割が大きくなりますので、いじめや不登校につきましても、今議員の方からご指摘ございましたように、活動の中にはもう入っていくと、入っていただきたいということで、我々の方では考えております。それで、不登校・いじめに限らず、みんなで子どもたちを育てていく。学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの健全育成に向かうという意味では、いい体制ができると思っております。どんどん地域の方々からも学校に入ってきて、逆に学校もどんどん地域に出るという形で、みんなで子どもたちを育てていくと、そういう風土を一層こう強くしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 原田産業建設部長

【産業建設部長 原田良作君 登壇】

○産業建設部長（原田良作君） お答えをいたします。

譲渡後の施設の整備ということでございます。

災害等あった場合は、当然、国の制度としてもそういった支援策があるわけでございますので、こちらに関しては協力をさせていただきますが、JAの施設となるわけでございますので、原則的にはやはり、当然資材も扱っておりますので、JAの方で手当てをしていただきたいと思いますと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） 8番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

○8番（安田健次郎君） 終わります。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 先ほどの中田謙三議員の質問の際に、職員倫理条例の県内の制定状況につきまして、仙北市のみと伺っているというご答弁をしてございましたが、由利本荘市も制定してございますので訂正させていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、1番佐藤巳次郎君の発言を許します。1番

○1番（佐藤巳次郎君） 私からは、男鹿市の職員倫理条例に関連してお伺いいたします。

今部長が、職員の倫理条例、仙北市、由利本荘市、そして男鹿市ということの話がされました。いずれも事件がらみというところから出てきたということだろうと思いますが、この条例の必要性についてですな、地方公務員法という法律があって、これによっていろいろ公務員のあるべき姿が法律にうたわれておりますが、これに沿って今まで男鹿市でも、ここ何十年というもの、これによって職員の倫理、処分等をやってきたと思いますので、なぜ必要なのかと、事件あったからやるんだということになってしまふんじゃないかという気がするわけですけれども、地方公務員法以外に必要なという部分があって条例制定するものなのか、そこら辺はどういう、条例制定の必要性について、もう少しお聞かせ願いたいなと思います。

私一番心配するのは、こういう条例をつくって、職員が萎縮して仕事をするということが、私は非常に心配しているわけです。今でも税務課職員はよ、事件があった以降、非常に仕事に対して萎縮しているというふうには私には見えるわけですから。当然だと思います。こういうことで、今度条例で枠をはめて改めて地方公務員たる何だということになってしまえば、本当に業務に十分対応して、今までのような形でやっていけるのかという心配がありますが、そこら辺についてひとつお聞かせ願いたいなと思うわけでありまして。

それと、条例を見てみまして、72ページに定義のところがあります。第2条ですが、その（1）が、職員というのが地方公務員法第3条の2項に規定する一般職に属する職員をいうと。（2）が、職員等ということで、次に掲げる者を言うということで、アが職員。イが、市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行

う、当該契約に基づく事業に従事する者。ウが指定管理者、地方自治法第244条の2第3項の規定により市が指定した者ですな、これが行う公の施設の管理業務に従事する者。こう書いております。で、職員だけでなく、イトウ、こういう方々もこの倫理条例に入ると。言ってみれば、市職員以外の市にかかわる仕事をした人方を、この中に入れるということが果たして、法律上も倫理の条例の制定の範囲に入れていいのかどうかということですが、そこら辺どういう根拠でこういうことになるのか、ちょっとわからないのでお聞かせ願いたいと思います。

それから、73ページの職員が遵守すべき倫理の原則ということで、第3条にいろいろ、1から7までですか、書かれておりますが、職員は、職務外においても、法令の遵守に努め、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないと。これは地方公務法さも書いてるもんだかどうだかちょっとわかりませんが、言ってみれば、この条例によって職員等が24時間縛られると、365日縛られるということになるわけですが、それでいいのかどうか。私はそのあたりにも非常に疑問をもつんですけれども、どう考えているのかお聞かせ願いたいと。

それから、次の任命権者の責務というのがあります。任命権者は、その権限の下にある組織において職員の倫理の保持及び法令遵守の推進が図られるように職員に対する研修を実施するとともに、庁内体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。ということですが、任命権者の責務というのはこれだけでいいのかと。例えば、公務員、職員がいろいろ不祥事を起こしたといった場合は、いろいろあるわけですが、仮に任命権者が不祥事を起こしたといった場合は、この倫理条例には当てはまるのかどうか、そのあたりはどう考えているのかお聞かせ願いたいと思うわけです。

それから、第6条に禁止行為というのがあります。何人も、職員に対し、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を要求してはならない。この何人もということは、どういうことを、どういう人方を対象にしているのかについてお聞かせ願いたいと。

それから、先ほども質問されていましたが、倫理推進委員会だとか審査会とかいろいろな委員会をつくるようなことになっておりますが、これらの委員の任命に

ついてどう考えているのか。職員以外の人を入れる部分もあるようですけれども、やはり職員ということばかりでなくて、一般の方々も入れるのがいいじゃないかなという気がします、そこら辺はどのように考えているのかお聞かせ願いたいと。

それから、この条例には処分についての項目がないんですけれども、別に規則とか条例、別のものにあると思いますが、この条例と一緒にできないのか、別物でなければいけないのか、そこら辺についてお聞かせ願いたいと、最初にお聞きします。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず条例の必要性でございますが、確かにこの条例がなくても、この条例に規定している事項につきましては、地方公務員法、あるいはそれに基づいた各種法律・条例、さらには、市の内部で言いますと職員服務規則等がございます。今回、まあ中田議員のところでも申し上げましたが、この条例の制定によって、効果だけに着目をすれば、効果的には一切従前とは変わらないわけではございますが、この条例とした形で、いわゆる男鹿市としての意思として、この議会の議決を経ることによって男鹿市としての意思になります。それを契機にしまして、さらに職員一人一人が改めて公務員としての初心に立ち返りまして、市民の皆様の信頼回復に努めるため職務に精励するといった観点から、条例をこのたび提案させていただいているものであります。

それから、この条例と職員の関係でございますが、この条例につきましては、先ほども言いましたように、地方公務員法等で職員の遵守すべき事項は規定されてございます。例えば信用失墜行為なりは、地方公務員法でも規定されているわけでございますが、これは必ずしも勤務時間に限ったことではございませんし、この条例につきましても、内容的に職員を拘束するといったものではなくて、通常に職務を行って普通の生活をしていれば、何ら問題のないものでございます。

それから、職員等ということでございますが、この職員等は、確かにご質問のように市職員以外が含まれてございます。これは、内容的には、この方々につきましては、全体の倫理条例そのものを、倫理を求めるとかそういうことではなくて、公益通報の手続きにおいて、これらの方々も、職員以外のこの職員等に該当する方については、公益通報の必要があると認めるときは、その内容を通報しなければならないとい

うことで、公益通報の関係で規定してございます。

それから、任命権者の責務でございますが、基本的には、この条例につきましては、目的にありますように職員の公務員としての倫理の保持に資するため必要な措置を講じまして、公正かつ公平な市政運営の推進を図り、公務及び職員に対する市民の信頼を確保するということで、任命権者ではなくて職員についてこの倫理を求めていくという条例でございます。任命権者が何らかの、ご質問にありましたように不祥事等があった場合は、他の法律等で処分なりがされていくということになります。

それから、第6条の禁止行為ところで、何人もということでございますが、これは市民以外すべての方と、市民も含めてすべての方ということになります。

それから、各委員の任命でございますが、先ほども申しあげましたように、これにつきましては、職員倫理審査会につきましては学識経験者が2人入ってございます。職員倫理推進委員会につきましては、基本的に内部の職員だけでございますけれども、これはやはりどうしても庁内の、一つには職員倫理推進委員会というのは、庁内の体制、法令遵守とかそういう部分での庁内体制の整備ということも一つございますので、それらの観点から職員だけでと。外部につきましては、その審査会、倫理審査会の方で入れているというような考え方から、こちらについては職員だけで委員にしたいと考えております。

それから、処分についての規定でございますけれども、各種法令等に違反した場合には、私どもにいわゆる懲戒処分等、これに関する手続きに関して条例がございますので、この倫理条例の中には組み込まなくとも条例が別でございます。今のところこれと、懲戒処分等の条例もこれと一緒にすることは考えておりません。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。1番

○1番（佐藤巳次郎君） この条例の必要性については、地方公務員法等でそれぞれ書かれてるといふ、ただ、まあ事件があって、市の意思として市民にこういうのをつくったということでの条例ということ、果たしてそれが、それで市民が、この条例つくったから、よかったなというのか。いろいろな見方あると思いますよ。地方公務員法で足りるものであるならば、この条例の必要性はないということであればですよ、この条例の私は必要性がどうなのかなという疑問をもつわけです。地方公務員法で、市の方でまだそれ以上に不都合なことで新しく入れなければいけないというものがあ

れば、また別なんですけれども、そういうのがないということであれば、この必要性にどうかなという感じがしてるわけで、もう一度ひとつお答えしてもらえないかなと思います。

それと、先ほど職員等ということで、次に掲げる者を言うということで、先ほど部長は公益通報の関係だと。その意味がちょっとわからないので、具体的にもう一度お聞かせ願いたいなと思いますが、公益通報だとすれば、この条例からいくと、1、2、3、4、5 ってあってですよ、職員等というのが2で、公益通報というのが5にあってですよ、私はこれ別物と。条例上からいけば別物と理解するわけですか。そういうことで、公益通報がこの部分に、この人方の対象だということと、またちょっと、条例の配置の仕方がおかしいんじゃないかなということも考えられるのではないかなと思います。

それで、この、市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行う、当該契約に基づく事業に従事する者、この者というのは、あなたの方で把握できるんですか。名簿を出させるんですか。その事業所の、だれとだれそれがこれに従事すると。私は、そういう会社がよ、これこれだということでは届けるだけの義務が必要なのかどうか。私は問題あると思いますよ。指定管理者だって、そうだと思いますよ。指定管理が行う公の施設の管理業務に従事する者と。特定な人ばかりでなく、会社全体でやるとすれば全員だということにもなるでありましょうし、こういうことで民間の方々をよ、この倫理条例にくくってやっていいのかどうか。私は問題あるんじゃないかなと思いますが、そこら辺について、逆にこういう指定管理者、それから委託契約、請負契約した事業所から、これはおかしいんでないかと、私は逆に言われると思いますよ。そうすれば、あなたの方では、こういう対象の事業所にいちいちだれだれだと、だれだれですかと、書面で出してけれと、出すんですか。そこをお聞きしたいわけです。それについてお答えください。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

はじめに条例の必要性でございますが、先ほど来申し上げてございますように、これにつきましては、この条例という規定をとることによって、男鹿市としての団体意

思の決定になるということで、この条例の制定を機に、改めて初心に立ち返るという一つの契機にしたいというようなこともございまして、このたびこの条例をご提案させていただいてご可決いただければ、これまで以上に職務に励んでいくというような体制をつくっていきたいというふうに考えてございます。

それから、職員等でございますが、これは、委託業者あるいは指定管理を受けている方の中で、例えば業務の委託事業、あるいは指定管理業務の中で、例えば不正とか何かがあるというような事実を、ある程度、事実を確認した場合に、その確認された職員が市に対して、こういう事実があるという公益通報するためのものございまして、その業務上何かおかしいことがあるときに、今言ったように工事関係者、あるいは指定管理の業務に従事している方々が市に対して、市の業務に関連した中でこういうことがあるということを市に通報する制度でございまして、そういうような関係から、特に事業者等から名簿を提出していただく必要はないものであります。

○議長（三浦利通君） さらに質疑。1番

○1番（佐藤巳次郎君） そうすれば、この「者」というこの字句が妥当なのかどうかですよ。それと公益通報上だというなら、この条例のこの配置がや、これでいいのかということですよ。公益通報の中にこういうイとウの関係のところと一緒にするのであればまだわかるけれども、別々に実際あるわけですね。これだけ見ると、私これ見た時点で、こうなればそういう方が、その「者」という方々が、もう公務員並みの待遇という感じがしたので、そういう心配がないとは、この項目を見ればですよ、項目というか条項を見ればですよ、そう感じるのか、直す必要はないのか、このままで十分足りるということなのか。そしてまた、このイとウが実際こういう市の職員の倫理条例に加える法的根拠というかよ、必要なのかですよ。法律的にこういうのを加えてもいいことなのか。言ってみれば公務員以外の人をよ、一般職以外の人をこういう形で条例の中に入れてもいいのかということですので、そこら辺についても一度お答えください。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 1点目の条例上の規定の仕方でございますが、これにつきましては、この定義規定の中で最初に職員を定義しまして、職員等については職

員と、言ってみれば委託関係の従事する業者、指定管理業務に従事する者ということで規定させていただいております。これらにつきましては、法制執務上問題のない規定の仕方であります。

それから、市職員以外の方を条例に入れるということでございますが、条例に規定すること自体は何ら問題がないものでございまして、ただ、ここで、例えば職員が遵守すべき倫理等の規定につきましては、職員のみ限定しているわけでございまして、条例の中で公益通報ができる、いわゆるできる方については、職員と委託契約等の事業に従事する者、それから指定管理業務に従事する人が、市に対して公益通報できるという部分で規定してございますので、法律的には問題のない事項であります。

○1番（佐藤巳次郎君） 条例の配置、この配置がや、いいのかと。

○総務企画部長（船木道晴君） ええ、これにつきましても、先ほど言いましたが法制執務上問題のない規定でございます。

○議長（三浦利通君） 1番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第11号から第33号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（三浦利通君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から第10号まで及び第34号から第44号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第10号まで及び第34号から第44号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。明日4日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、明日4日から15日までは議事の都合により休会とし、3月16日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時31分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第11号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第13号 男鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第15号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 男鹿市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第18号 男鹿市職員倫理条例の制定について
- 議案第19号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 男鹿市総合計画について
- 議案第29号 男鹿市過疎地域自立促進計画について

教育厚生委員会

- 議案第20号 男鹿市保育園条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 男鹿市船越児童福祉センター条例を廃止する条例について
- 議案第22号 男鹿市教育研究所条例を廃止する条例について
- 議案第26号 船川第一小学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について
- 議案第30号 男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者の指定について

産業建設委員会

- 議案第 2 3 号 男鹿市畑作園芸試験研究センター条例を廃止する条例について
- 議案第 2 4 号 男鹿市種苗センター条例を廃止する条例について
- 議案第 2 5 号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 7 号 権利の放棄について
- 議案第 3 1 号 男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について
- 議案第 3 2 号 市道の廃止について
- 議案第 3 3 号 市道の認定について

予算特別委員会

- 議案第 1 号 平成 2 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 2 号 平成 2 7 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 3 号 平成 2 7 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 4 号 平成 2 7 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 号 平成 2 7 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 号 平成 2 7 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 号 平成 2 7 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 号 平成 2 7 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 号 平成 2 7 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度男鹿市介護保険特別会計予算について

- 議案第 38 号 平成 28 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 28 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 40 号 平成 28 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 41 号 平成 28 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 42 号 平成 28 年度男鹿市下水道事業会計予算について
- 議案第 43 号 平成 28 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第 44 号 平成 28 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について